

別表

(1) 公的融資への利子補給補助金

対象融資	<p>【日本政策金融公庫】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>②新型コロナウイルス対策マル経</p> <p>③生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付</p> <p>【商工組合中央金庫】</p> <p>④危機対応融資</p> <p>【中小企業総合振興資金】(北海道制度融資)</p> <p>⑤経済環境変化対応資金(新型コロナウイルス感染症関連に限る)</p>	すべての制度融資において、金利は基準金利から利下げ、利子補給後の金利を適用する
補助期間	最大3年間	
補助金額	<p>【借入額3,000万円までの部分】</p> <p>1. 国の利下げ後の利率を乗じて得た額 … (A)</p> <p>【借入額3,000万円を超えた部分】</p> <p>1. 借入額から3,000万円を引いた額に適用利率を乗じて得た額 … (B)</p> <p>2. 借入額から3,000万を引いた額に0.9%を乗じて得た額 … (C)</p> <p>【補助金額の決定】</p> <p>○新規借入の場合 (A) + (B) = 補助金額</p> <p>○借り換えの場合 (A) + (C) = 補助金額</p> <p>上記の算出額を上限とし、実際に支払った利息分で再計したものを補助金額とする。(1円未満切り捨て)</p>	特別利子補給制度に該当する場合は(A)部分の補助はしない
対象期間	令和2年1月29日以降の借入	
申請様式	別記様式第1号を紋別中小企業相談所(紋別商工会議所)に提出し、必要書類を確認後、紋別市長へ提出	
交付時期	9月、3月(年2回)	
実績報告	別記様式第2号により紋別市中小企業相談所(紋別商工会議所)が紋別市長へ提出	

(2) 旅客自動車運送事業等経営支援補助金

補助要件	<p>1 主たる事業が一般(貸切・乗合・乗用)旅客自動車運送事業及び北見方面公安委員会認定の運転代行業で、紋別市内に本社を有し、令和3年4月1日時点において営業しているもの。</p> <p>ただし、福祉運送事業を除く</p> <p>2 従業員数については、雇用保険被保険者数とする</p> <p>3 紋別市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しないこと</p> <p>4 本表(3)との重複申請ではないこと</p>	全てに該当していること
補助金額	<p>【基本額】</p> <p>○貸切バス事業 : 1,000,000円 … (A)</p> <p>○タクシー業 : 1,500,000円 … (B)</p> <p>○運転代行業 : 500,000円 … (C)</p> <p>【加算額】</p> <p>○従業員数 × 50,000円 … (D)</p> <p>【補助金額の決定】</p> <p>(A) から (C) の金額 + (D) = 補助金額(上限250万円)</p>	
補助回数	1回	
申請様式	別記様式第6号を紋別市長へ提出 提出期日 令和3年8月31日	提出先:産業部 商工労働課

(3) 緊急事態宣言影響緩和支援金

補助要件	1 中小企業基本法第2条に規定する中小・小規模企業者、又は中小企業等協同組合法第3条に規定する協同組合 2 令和3年4月1日時点で開業しているもの 3 北海道の「緊急事態措置協力支援金」の給付対象ではないこと 4 新型コロナウイルスの影響により、令和3年5月及び6月の売上平均額が令和元年または令和2年の5月及び6月の売上平均額と比較して20%以上減少していること 5 確定申告において、事業収入を申告していること 6 紋別市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当しないこと	全てに該当していること
対象業種	日本標準産業分類表における、大分類A（農業、林業）及びB（漁業）を除くすべての業種	
補助金額	補助金額は下記の計算により算出し、上限額は40万円とする。また、算出した金額が10万円未満の場合は、補助金額を10万円とする。（店舗ごとに計算） （1）全事業者共通 令和元年（または令和2年）5月及び6月の売上平均額 － 令和3年5月及び6月の売上平均額 （2）令和2年7月以降に開業した事業者 令和3年1月から4月までの任意の2カ月の売上平均額 － 令和3年5月及び6月の売上平均額	
補助回数	1回（各店舗ごとに申請可能）	
申請様式	別記様式第12号 ＜添付書類＞ ・令和元年及び令和2年の確定申告書類一式 ・事業収入を比較する月の売上等がわかる書類（店舗ごと） ・本人確認書類の写し ・振込先口座通帳の写し	提出先：産業部 商工労働課